

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 14 番 金城好春議員、15 番 大城真孝議員を指名します。

日程第 2. 一般質問

○議長 宮城清政君 日程第 2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり、順次発言を許します。6 番 赤嶺奈津江議員。

〔赤嶺奈津江議員 登壇〕

○6 番 赤嶺奈津江さん 一般質問最終日一番手、質問をさせていただきます。今回は、今年から小学校 6 年生国語の授業で町の幸福論という単元が初めて入ってきたということで、先日、子どもたちに 1 回講演を済ませて、その後、子どもたちからプレゼンテーションを受けました。そのなかで 10 年後の南風原町に自分たちが住むには、こういう町であって欲しい、人と人のつながりを子どもたちになり考えたものに私も共感できるものがたくさんありましたので、その中から 4 点質問をさせていただきます。

1. 子どもたちに地域で活躍する場を（1）子どもたちが地域で活躍できる場や将来の南風原町を考え提案できる場として、子どもまちづくり会議ができないか。（2）当町の特産物を使った料理コンテストを、子ども会や字、支部対抗で行うことはできないか。

（3）スポーツ以外でも町内の小学生が交流できるイベントを企画できないか。（4）異年齢交流のできる施設はできないか。

2. これからのまちづくりについて（1）南風原町は、4 小学校区あるが、その校区単位で校区まちづくり推進事業を行うことができないか。（2）10 年後の自治会運営について、町、各自治会、住民で考える委員会を設置できないか。

3. 地域活性化の担い手となる人材育成を（1）地域活性化の担い手を育成する「ふえーばるまちおこし塾」ができないか。

4. 沖縄県工芸振興センター跡を交流型宿泊施設に利用できないか（1）照屋区にあった沖縄県工芸振興センターが豊見城市に移転する。その跡地を利用し、交流型宿泊施設等として利用できないか。以上 4 点、よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項 1 点目の子どもたちに地域で活躍する場を

(1) についてお答えします。現在、町では第五次南風原町総合計画の策定に向け取り組んでおります。その策定にあたり広く町民の意見を取り入れるために、まちづくり住民会議を立ち上げ、毎回活発な意見交換及びご提案を賜っているところです。子どもたちの対象としては、小学校の高学年と中学生からまちづくりに関してのアンケートを実施してきたところですが、ご質問の子どもまちづくり会議についてどのような取組で開催が可能なかどうか検討してまいります。(2) についてです。子ども会育成連絡協議会、PTA、女性連合会や関係部署と協議してまいります。(3) についてです。子ども育成連絡協議会でリーダー宿泊研修、低学年スポーツ大会、宿泊研修、子ども会まつりを実施しております。(4) についてです。新たな交流施設整備の計画はありませんが、中央公民館やちむぐくる館、また各自治会の公民館等の活用ができるよう調整をしております。

質問事項 2 点目の、これからのまちづくりについて。(1) と (2) については関連いたしますので一括で答弁いたします。南風原町まちづくり基本条例第 24 条の規定において、町は町民がまちづくりに参画する機会の確保と充実に努めなければならないとあり、また第 26 条第 2 項には町は地域コミュニティの自主性を尊重し円滑な活動ができるよう連携に努めなければならないと規定されております。ご質問の地域単位のまちづくり委員会等の組織化の動きがあれば、先進事例も研究し、地域特性や自主性を尊重しながら支援してまいります。

質問事項 3 点目の、地域活性化の担い手となる人材育成をについてお答えします。「ふえーばるまちおこし塾」については、現在行っている住民会議の延長線上で展開が可能か、あるいはまったく新規に取り組んでいったほうが良いのか先進地の事例も調査・研究のうえ検討してまいりたいと思います。

質問事項 4 点目の、沖縄県工芸振興センター跡を交流型宿泊施設に利用できないかについてお答えします。現工芸振興センターは、施設の老朽化などにより十分な機能を果たすことができているという判断から、平成 30 年に豊見城市に移転すると聞いております。県工芸振興センターに確認したところ、この施設は昭和 49 年に建築され、契約終了時に更地にして返還する契約であるとのことであり、施設の老朽化などもあり、ご提案の宿泊施設としての利用は難しいと考えております。以上であります。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。それでは 1 問目から再質問させていただきます。現在、子どもたちは 4 年生から南風原町のことを学ぶということで、学校の授業のなかで地域を知ることが課題と言いますか取り組まれています。そんななか 6 年生の国語の授業で、地域の課題、南風原町の課題は何かということで子どもたちに質問されました。11 月ですか議会の総務民生常任委員会で視察に行きました福岡県の糸島市では、自治会加入率が 90 パーセント以上、自主防災組織立上率が 100 パーセントとい

うことで、すごく地域力の強い地域を視察してまいりました。そのなかで、見てみると、やはり地域のことは地域で考えることが大事だと、大人になってから考えるのではなくて、子どもの時から地域のことを考えて将来どういうふうにしていきたいかイメージをしながら子どもたちがかかわっていくことが大事ではないかと感じました。子どもたちの授業を見ますと、プレゼンテーションのなかでコミュニティのあり方と言いますかコミュニティ自体を知らないとか、自治会って何か、みたいなレベルの話になりまして、子どもたちのなかではそんなに意識して公民館活用とかそういったものがないのかと感じたものですから、子どもたちが集まってできることがないか、そういった話合いをする場があったらもっと将来、また今の時点で南風原町は自主防災組織の立ち上げがまったくされていない状態ですので、これからの課題として、今の子どもたちから自主性を持たせて地域で活躍する場をどれだけ持たせるかをやるべきではないかということで子どもまちづくり会議ができないか提案しました。子どもたちがプレゼンテーションしてくれましたが、どういうふうにしたいという意識があるのですね。先生たちに話を聞きますと、最初の授業のなかではハード部分だけを取り上げてこんなのがあったいいのに、ただで遊べる公園があればいいといったことから、人と人とのつながりということを考え始めて、将来の自分の居場所とか役割とか、それが地域にあれば住みやすいのではないかと。自分が大人になってこの地域で子どもを育てるとか、結婚して生活して社会貢献をすることを考えたときには、人と人とのつながりであったりそういったことを大事にして、隣近所知り合いになっているほうがもっと楽しいのではないかと。とても良い提案がたくさんありました。ですから、子どもたちは発言する場があればすごく良い提案をする。大人はある意味、縛りが出てきている部分がありますので、これはできないよとかこれは無理じゃないとか先入観で考えると思うのですね。子どものうちから理想を掲げることは大事ではないかということで、まちづくりに関しての発言ができる場をぜひ作って欲しいもりたいことでの提案です。アンケートは取っているとのことですが、やはり抜粋ですし、発言できない子がそういった表に出て自分はこういう所だったら住みたい、こういうふうにしたいという発言の場は行政のなかでも考えてもらえたらと思います。どのような取組ができるか、開催が可能か検討していくとありますけれども、今種がやっとなつて芽が出始めた時だと思うのですね。4年生の時から地域のことを知るということで勉強し始めて、6年生ではプレゼンテーションするまでにくるということは、やっとなつて芽が出始めてきている時だと思いますのでぜひ取り組んで欲しいと思います。1問目は全体にかかわることですので、改めて最後に質問させていただきたいと思います。

(2) も子どもたちからの提案で、先ほど言ったように自治会とのかかわりがまったくない子、子ども会とのかかわりがまったくない子が実際います。なかには情報格差で広報誌もちゃんと読んだことがないとか、分からない子も結構いたのですね。ですから、保護者の方にも自治会に加入しているのかとか自分たちの公民館はどこなのか聞いてご覧ねという話もしたのですが、授業、帰りの会が終わると4時半、5時ぐらいまでには帰らない

といけなくなると、地元に戻る時にはコミュニティセンター、公民館は閉まっている時間帯になっているので、地域で活躍する場がない、地域とのかかわりが持てない。というなか、子どもたちからの提案で、個人へのレシピ大会などはあるのですが、地域で何か一つを成し遂げることをすればお年寄りや小さい子たちを含めていろんなかかわりができるのではないかとということで、料理コンテストをやってみないかということがありました。野菜の剥き方、切り方、食感のあり方、高齢者の方々と話をしながら、こうやってはどうかああやってはどうかと話をしながら成し遂げる。一つのことを達成した後に賞がもらえるとなると、目標ができてもっと一つになれるのではないかと提案でありました。答弁のなかでは子ども会、PTA、女性会とありましたけれども、ぜひ自治会や学校にも投げ掛けてこういったコンテストをやるけれどもグループで出してみないかというような提案とかそういったことができないかと思うのです。コンテストや観光系で産業振興課であるかも知れないのですけれども、将来の人材だったり地域力を高めるためには横の連携が必要になると思うのですね。そういったところで執行部側の対応としてどういうことができるのかお聞きしたいと思います。また、教育部局としてもどういうふうにかかわりができるのか、提案ができるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 難しい質問でございました。議員の趣旨は、字、自治会の活性化だと理解しての答弁ですが、ある地域では夏休みに、直接の料理コンテストではないのですが地域の行事に子どもたちが率先して、子どもたちだけの出し物があるとかそういったことで取り組んでいる場合もあります。切り口はどうかであれ、いずれにせよ親がよく行っている人はだいたい子どもも見ます。その逆もあります。どういった切り口であるにせよ、基本的には楽しいから人は出かけて行くと思いますので、具体的に女性会とか老人会とか地域の皆さんとどういったかかわりを持って今後取組を進めるか、なおかつそういう付き合いが広がることによって遊び場のあり方、行事のもち方、そういったことも子どもたちとコミュニケーションが取れていくのかということですので、地域には地域の特性、これまでの歴史等ございますからそれはぜひ地域で率先してやっていただきたい。それで、われわれはこういった研修会が必要ですよとあれば名人人材バンクがございます。また、こういった施設を字で使いたいので貸してくれとか、人的支援、施設面の支援、さまざまな角度で後方支援は最大限に取り組んでいきたいと考えますが、具体的に何というイメージが今持てないです。とにかく自主的にやっていただければ、どんどん支援していきたいということで答弁とします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいま総務部長から総括的に子どもたちとのかかわりということでの答弁がございましたので、そのとおり町としても取り組んでいくべきだと考えております。先ほど具体的な質問がありました料理コンテストですが、これまでの子ども会だったり活動の場でのアイディアは初めて聞きましたので、そういったこと含めてぜひ学校、地域とタイアップして、子ども会、PTA、女性連合会とのタイアップも必要ですが、各々行事を持っておりますのでそこにまたその行事を入れていくと今でも手いっぱいだという視点で団体はなかなか手伝いできないこともございます。子どもたちと保護者、地域ともタイアップして提案等があれば教育委員会もバックアップしてその事業ができるようにと考えております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。総務部長からもバックアップに頑張りますとあり、教育部局からもそういう言葉がありましたので、ぜひいろんなチャンスを生かして、また照屋仁士議員からスクラップ&ビルドとありました行事の見直し等もあるかと思っておりますので、どうやったら人が集まるのか。実際には地域力が強い所であれば地域からの声で事業ができるはずなのです。地域力が弱まっている今だから今のうちに地域力を強くするための行事の提案ですので、ぜひ前向きに捉えて行事のあり方も考えて、一つの行事のなかに組み込むことも考えられるかも知れませんし、まつりのなかの一つのイベントとして組み込むとかそういったこともできるかも知れません。子どもたちは何気ない提案のなかに、自分たちが作り上げるという言葉がずっと口にしていたのですね。かかわることが嫌ではないわけです。なんで参加率が悪いかまで子どもたちは話をしていましたので、自分たちが物事を作り上げるとか難儀をすることに対して最初は抵抗があるかも知れませんが、今これだけ地域のことを考える、せっかく学校の授業のなかにそういったことが入ってきているわけですから、やっとな子どもたちが考えるような時が来ているわけですから、その時期を逃さず、ぜひ子どもたちが活躍する場、異年齢交流ができる場という事業をして欲しいと要望したいと思っております。

(3) にいきます。スポーツ以外でも町内の小学生が交流できるイベントはないかということでもあります。南風原町はスポーツに特化したところがありまして、駅伝だったり小中陸上だったりスポーツ系はかなり活発だと思うのですね。島尻地区でもかなり良い成績ですけれども、スポーツが苦手な子も多いですので、そういった文科系の子も参加できる事業ができないか保護者からも声がありました。今回、うちの娘が平和交流に参加させていただいて、文化的な交流のなかで4校の子どもたちと知り合うことができとても充実してとても素晴らしい体験だったとありました。平和学習だけではなくて人との交流というのがいかに大事か本当にしみじみとを感じるような事業だと、私も町にかかわる仕事で手前味噌ですけども良い仕事でしょうと自慢してしまったのですが、やはりそういったス

スポーツ以外でも子どもたちが交流できるイベントをぜひ考えていただきたい。答弁では同じなのですね。子ども連絡協議会だったり、子ども会インリーダー研修だったり、情報格差があって情報がもらえない子はなかなか参加できないようなイベントになってしまっているのですね。ですから、無条件に子どもたち皆ウェルカムだという事業にして、交流する場、高学年に限ってですとかそういったことができないかということで提案です。オセロとかそんなに難しくないゲームのトーナメントをやったりそういった対戦型でもいいですし、待っている間に横に座っている子とおしゃべりできるような、本当に他愛のない交流でもいいと思うのですね。必ず報告書まで仕上げなければいけないような内容ではなくて、お互いが交流できる、町内にいる皆と友達になれるような事業ができれば、どここのイベントで会ったよねと会話ができるぐらいのイベントが持てないかという提案です。必ずしも子ども会とかそういったところに投げ掛けるのではなくて、全体をとおしたイベントができないかどうか、ぜひ検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ご提案ありがとうございます。スポーツ系だけの子どもの集まりではなくて、今文科系の話もありましたけれども遊びをとおすような集まり、全体的呼びかけについては子ども会だったりそういった所でやっていますが、各支部の子ども会をとおしてやっている現状もありますので、なかなかそういった面では全体的に行きわたらなかつたところがあるのではないかと思いますので、今後事業主体をどこにするというところもございますので、どういったことをしたら子どもたちが集まって、その趣旨に合うような 4 小学校の子どもたちが集まって校流ができる場をぜひ考えて企画していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ文科系の子どもたちと言いますか、分け隔てなく、得意だから参加できるのではなく皆が参加できるようなイベントを考えていただきたいと思います。

それでは、(4) 異年齢交流できる施設ができないかということで、中央公民館、ちむぐくる館とか各自治会の公民館が活用できるように調整してまいりますと答弁をいただきましたけれども、ちょっと遠いと子どもだけで出かけることが厳しい場所だったり、公民館も先ほど言いましたように時間が限られていますので、ぜひ子どもたちとお年寄りなどが交流できる場、また地域では子育てサロンをやっている所もありますけれども、そういった場所に子どもたちが参加できるような内容の事業を提案してもらいながら、子どもたちが地域で異年齢交流できる場を作っていただきたいことをお願いしたいと思います。習

い事をやっている子も多いですし、なかには小学校から受験という子もいて子どもたちはなかなか忙しいと思うところがあります。本当は交流してどこにどういう人がいてということを知りたいんだよねと言っていましたので、ここに限ってというのではなくて、そういう機会をできるだけもっていただけるようお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

問 2. 校区まちづくり推進事業を行うことができないかですけれども、先ほど言いました福岡県の糸島市に行きましたら、1市2町が合併したこともあるためですか市長の公約で市民税の1パーセントをこの校区まちづくり推進委員会のなかの実践活動に活用する方針を出されて、年間4,000万円の予算を付けて事業をされているそうです。その校区まちづくりでは、10年間のまちづくりを校区ごとに区長会で練り上げて、この10年間でどういうふうにしたら町が良くなるかを計画して、年度ごとそれに向けてのいろんな事業を考えて市に補助金申請をして事業をやるということです。この補助事業が実践活動で90パーセント補助。1校区3事業までということで1事業500万円が入っているすごく大きな事業になっています。防災企画関係整備は町が一括交付金も使ってやっていますけれども、そういった整備も校区ごとに何が必要か検討してその予算のなかから整備しているそうです。その整備については補助率95パーセントで、5パーセントは校区で負担してやっているそうです。ですから、地域のことは地域で考えて活動するというので、地域がすごくまとまっていると感じました。そのこともあって自主防災組織立上率100パーセント。その土台には、自治会加入率が90パーセント以上95パーセントとありましたので、そういった地域のことを自ら考えていくことが大事なのかと感じました。なぜできないかを考えるとき、やはり地域力が弱まってきている所、特に南風原は海もないですし津波もないんじゃないかという安心感もあると思うのですが、だからこそ有事の際、災害の際には南風原町に逃げて来る方がいらっしゃるかも知れないのですね。そういったとき、地域の住民が自分たちに何ができるのかを前もって考え、こういったときにはこういうことをしようと考えることが大事ではないかと思います。また、校区で全然違うと思うのですね。問題点と言いますか課題はその地域の特性、人間のかかわり方はその地域ごと違いますので、私が住んでいます新川の自治会加入率もアパートを含めると50パーセントないぐらいになってきていますし、反対に翔南校区側、与那覇だとか前から行事がある所についてはまだ自治会加入率が新川よりはいいのかなと感じます。その地域に合った課題解決をするために、地域で考える機会も大事ではないかと思うのですけれども、行政として積極的に支援してまいりますとのことですが、やはり地域は情報法収集の手立てがそんなになんないと思うのですね。行政側からこういう事例もありますよどうですか、勉強してみませんかという投げ掛けも大事だと思うのですけれども、答弁のなかではまちづくり委員会や組織の動きがあればと言うように動きを待つような答弁になっているのかという点から、先に行政側から動く考えはないかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 福岡県糸島市の資料を見せていただきました。住んでいる方には住んでいる方の地域感というのがあると思います。私の感覚で、果たして南風原が校区単位で価値観が共有できるのか、隣の字は隣だけれども結構違うよなど、課題とか基本的な行事とかも違うなど、私もここで生まれ育って感じます。ですから、南風原には何が合っているのか研究していく必要があると思います。受けの対応でしょうということではあるのですが、何らかの例えば区長会とか地域のリーダーの皆さんとまちづくりについて語り合いませんかとわれわれも情報提供できますよということでしたら、以前にまちづくり会議がございました。ほぼハード面だったと思いますけれどもありました。社会資本が急激に進んだ時に、それぞれの地域が今後うちの地域はどうするのだろうと、幹線道路が通って分断されるよとかそういった危機感があってそういった組織ができたと思うのですが、それぞれの地域で出前講座の制度もございます。ですから、一緒になって本町のまちづくり基本条例、最大限に自主性を生かしながら、なおかつわれわれも情報は提供しながら、区長会、ざっくばらんななかでもよろしいと思うのですが、そういったことでもいろんな提案もしつつ受けつつ、地域に合った本町に合った地域づくりが必要かと考えています。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。地域に合ったまちづくりをとということですなので、提案と言いますか自主性だけを期待するのではなくて町からも働きかけをしてもらって、子どもたちが言うように自分たちが将来住みたい、ずっと住み続けたいと思えるようなまちになるよう町民も行政も皆かかわりながらできたらいいなと思います。ぜひ積極的にかかわっていただくことをお願いして次の質問にいきたいと思います。

これからのまちづくりについて、10 年後の自治会運営について、町と各自治会住民と考える委員会を設置できないかということで質問しましたけれども、自治会はここに含まれるはずだけれどもなかなか情報がいない地域であったりそういうことも多くなってきているかというところと、またマンション等も増えてきて自治会にかかわっていただけないような実態もあるわけですから、今後どういうふうにしていくか意見を聞く場と言いますかどのようにしていくか短期的にもつのではなくて長期的に定期的に話ができる場がなければいけないのではないかと思いますけれども、先ほど答弁であったように持ち掛けるだけではなくて町全体として考える場も必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 全体としての地域づくり。われわれは区長会を月に 2 回やっております。なおかつ県外への宿泊研修等々もごさいます。となりますと寝食を 2、3 日共にするなかで、地域の活動のあり方とか結構違うやり方でなさっていることがごさいます。コミュニケーションの取り方としては、自治会長の皆さんなのでうまく連携は取れているのではなかろうかということがごさいます。地域の代表である区長、自治会長の皆さんをとおしてでも、まちづくり全体としてはどういったことが必要かということで、前年度でしようかこれは事業ではなかったのですが各地域に自治会に入りましょうという横断幕がごさいます。地域の面積、人口等で配布枚数は違ったのですが、皆さんが意見を出し合っただけで横断幕を作って、今月はこの地域で自治会加入促進月間だと町が一斉に張るとか、そういった小さな取組かも知れませんが、皆さんの意見も集約しつつ、今後も共通のまちづくり課題解決としては行政も一緒に取り組んでいく必要があると考えます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。自治会でも場所によっては広すぎて手が回らないところだったり、新しい住民の方が増えてきて加入の意識がなくて、新川でも地番が宮平だったり兼城だったりという所がありますので自分はどこの自治会に入ったらいいのか分からない、なかにはコミュニティセンター、自治会公民館がどこにあるかも分からない方がいらっしゃるのですね。そういった転入で入ってこられた方への窓口として役場の役割は大きいと思いますので、情報提供もしっかりしていただいて、区長たちをメインに考えていらっしゃるようですけれども、ぜひそういったところに関わっていただきたいと思います。また、新しい住民の方は自治会のメリットさえも分からない、なんで入らないといけぬのかと言う方もいらっしゃると思いますので、自治会加入の横断幕をしてもなんでこんなことをしているのか、ぐらいいかにしか捉えられないかも知れません。ぜひ自治会とのかかわりにはどういうものがあるというような提案ですとか、自治会加入率以外にも地域にどういうことができるのかを考えて行動を起こしていただきたいことをお願いしたいと思います。

質問 3 番。地域活性化の担い手となる人材育成をと提案させていただきましたけれども、研究・検討してまいりたいと答弁をいただきました。10 年前ですか、読谷ではゆんたく会議といったものがあつた時には、そこで育てられた人材が今活躍しているとかそういった事例もありますし、すぐに役立つ人材ではなくて、先ほど提案させていただいた子どもたちがプレゼンテーションをしたのもこれで終わるのではなくて、継続して活躍の場があれば、将来南風原を背負っていくような人材に育てていくのではないかと考えての提案です。南風原をどういうふうにしていこうか授業のなかだけではなくて地域をどういうふうに興していこうかと考える若者を育てていけば、皆に自慢できる南風原でいられるのかと思ひ

ます。ぜひ、先ほどの子どもたちのまちづくり会議からはじまってずっと定期的に計画できるような、人材育成に関して長期計画できるような内容ができないかという提案です。どうやってかかわっていいのかわからない青年たちもたくさんいると思うのですね。なかには青年会自体も休眠状態でなかなか活動できない子たちもいますし、そういった地域のなかから気持ちがある子どもたちを引っ張り上げて人材育成することは大事なことだと思うのですけれども、町として調査・研究をすることなのですが、人材育成に関して長期的に考えるという点ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 最初のご質問で総合計画を策定するまちづくり住民会議がございます。広く公募をして、さまざまな年齢と業種の方が参加してまちづくりに貢献していただいています。そういったような入口でもよろしいかと思しますので何らかの意見を言いやすいような会議、定期的、または不定期でもいいかと思しますので、この総合計画のまちづくり住民会議が継続して、いつでもメンバーが入れるようなかたち、年齢等も広くというものも少し工夫しながら、ちょっと研究してみたいと思います。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。かかわることが当たり前になれば、だいぶ募集をかけたときの参加率が高くなりますし、若い年齢層も保護者がかかわっていたから自分もかかわってみたいとなってくるかも知れません。ぜひ継続できるような環境を整えていただきたいと思います。これまで質問した 3 点は、すべて人材育成や地域力を強くするための質問でありますけれども、前提が今回の小学生からのプレゼンテーションでありました。実はほとんどが子どもたちからの提案と前もっての資料作成のなかで私から提案した部分もあったのですが、子どもたちからそういった提案があるなかで、やはりこういった提案をする場、窓口があつたらもっといいなと思ったのです。実際こういった提案、子どもたちが話をしたりプレゼンテーションをしたり授業を考えるなかで、教育局と総務部側と横の連携を取ってもらってぜひ良いイベントをもって欲しいと思うのですけれども、この 3 点についてぜひ前向きな答弁をいただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 子どもたちについての地域を意識できるような行事、イベントとのことでございます。先ほども教育委員会からもございましたが、いろいろなイベント

がかなり多ございまして、その辺も整理しながら、以前からもございますようにスクラップ&ビルドとか必要性に応じてですね。どうしても教育委員会のほうが子どもたちは取っつきやすいということもございますので、連携できる部分は大いに連携して、新たな行事なのかこれに変えるのか含めてこれからの検討課題だと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 これまでの議員からの提案は、最初の子どもたちのまちづくりに関する授業で、それをプレゼンで表していくという視点での提案でしたので、こういうことをくみ取って、先ほど総務部長からもございましたように教育委員会としてできる、学校ができる、それから町として全体的にできることを網羅して取組ができるよう部内でも調整をして、庁内で連携を取ってまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。この提案をもらったとき、学校公開日に提案したらいいのではないかということだったのですが、授業をそこまで引っ張れないということで、子どもたちは町長にぜひ聞いてもらいたいと言っていました。教育長はその時にお見えになられていましたが発表はできないので、ぜひトップの方々にも自分たちの声が提案できるような場があればいいなということでした。私は北丘で授業をしましたが、教科書は島尻地区統一ですので、全体でそういうことがあることを理解していただいて、町長にも子どもたちの未来について子どもたちの意見を拾う場、どういう活躍ができるか、その持ち方など意見を伺いたいのですがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 ありがとうございます。私は子どもたちからも地域の自治会加入率が低いということをどこの自治会からも言われております。そして地域の公民館は子どもたちも利用されています。お父さん、お母さん方は自治会に加入しているかしていないか、していない子どもたちもいらっしゃいます。しかし、加入した人たちが加入していない人たちの分までも光熱費を負担していることにつながりますから、子どもたちが積極的に参加して、お父さん、お母さん、自治会に加入していますかとむしろ子どもたちから提言すれば大人がハッとする部分もあろうかと思えます。地域の防犯灯においても、草刈り作業においても皆でカバーし合っていますので、何も恩恵がないとおっしゃる方もいるが実際は目に見えない恩恵を受けています。そういう面では工夫することも大事だと思います。私たち大人も子どもたちをどう地域に巻き込んでいろんな行事に参加させることができる

か。子どもたちの参加が多くなれば、親も出てくるし、そこで親が自治会加入をしていないければ心苦しい部分も出てこようかと思えます。そういう相乗効果をもたらすのではないかと思えますし、子どもたちは無限の可能性を持っておりますので、いろんな面で子どもたちに問題提起をしてもらい、私たちは地域で受け止めて、子どもたちが考えることに理解できない部分もあるでしょうがハッとする部分もたくさんありますので、そういう部分は大いに取り入れていくことも大事ではないかと思えます。子どもたちを参加させてそのノウハウをいただきたいと思っております。本当にありがとうございます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。これも子どもたちの活躍になりますので、ぜひ子どもたちの活躍を生かせるような事業、また環境を作っていただきたいことをお願いしてこの質問を終わります。

最後になりますけれども、工芸センターの件ですが、昭和 49 年に建築されてたぶん耐震も難しい部分もあろうかと思えます。そうであれば跡地を利用してですから、必ずしもこの施設を利用してではなくて、地主と交渉してということであり、大きい土地を確保するのは小さな南風原ですので難しいと思えますけれども、そういった跡地を地主と交渉していろんな事業展開ができないかという交流型の宿泊施設ができないかの提案です。先日ありました子ども食堂ですとかいろいろところで交流型の施設は必要になってきていますので、ぜひそういったところからも検討されてはどうかと思えます。今後、町と県では立場も違いますし地主との交渉もそれぞれ感触も違ってくるかと思えますので、前提が何に使うかでも変わってくると思えますので、ぜひ利用が難しいという判断だけではなくて交渉の余地があるのかないのか。まったく考えていないのかどうかお伺いしたいと思えます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今回のご提案、大変ありがとうございます。南風原町は観光事業を基に南風原町発展をさせるという重点目標も掲げておりまして、観光協会の設立も行っております。そのためにはやはり町内の宿泊施設も重要な課題となっておりますことから、さまざまな検討もしているところではありますけれども、大型の宿泊施設となりますと一番問題になるのがその用途でございまして、そのためなかなか前進していないのが現状でございます。ただいまご提案の沖縄県工芸振興センターにつきましては、現在の建物を再利用することは大変難しいと思えますけれども、更地にした段階で地権者の意向もございましてうまくマッチングができましたら行政としてもバックアップして、大型ではなくても中堅でも宿泊施設ができるように私どもも検討させていただきたいと思っております。

おります。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ぜひそのままにするのではなくて何か地域のためになるものができるよう、なかには協力するとおっしゃる地権者もいらっしゃると思いますので、ぜひ交渉していただけたらと思います。場所的には高速インターの近くでもありますし、活用の方法はたくさんあると思いますのでぜひ前向きに対応していただきたいと思います。答弁も前向きな答弁だったと受け止めておりますので、ぜひマッチングもよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 48 分）

再開（午前 10 時 58 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり、順次発言を許します。10 番 大城毅議員。

[大城 毅議員 登壇]

○10 番 大城 毅君 それでは、通告書にしたがいまして一般質問をいたします。まず、安倍政権の辺野古新基地計画を断念させるためにということでお伺いいたします。

安倍政権は、昨年の一連の選挙ではっきりと示された県民の民意をまったく顧みることなく辺野古への新基地建設を強行しています。これだけでも十分に民主主義に反するものであります。これに加えて翁長知事が下した前知事による埋立て承認の取消に対して、米軍の基地を建設するという国にしかなしえない事業であるにも関わらず、国民の利益救済を目的とする行政不服審査法を悪用し、一私人と称して同じ国の機関である国土交通大臣に申し立て、知事の取消失効停止をして工事を強行しています。そうしながらさらに、知事の権限を取り上げる代執行訴訟で知事を被告席に座らせました。幾重にも民主主義を蔑ろにし、地方自治を踏みにじるものと言わなければなりません。そこで、昨年の一連の選挙で示された県民の民意を無視する政権による基地押付けは、民主主義と地方自治を蔑ろにする行為だと思うがどうかお伺いいたします。

次に、平成 24 年度、平成 25 年度に、宮平学校線街路事業の補償に関して、会計検査院から道路を挟んで反対側に位置する板金工場棟について取得する土地にある建築物等ではないのに補償したのは、道路の拡幅の対象とはならず移転料の対象とはならないとされてこれに係る交付金額 1,221 万 6,000 円が不当とされ国庫へ返還することとなり、結果補助がなくなり全額町民負担とされるものであります。併せて、町債 280 万円も繰上償還され

て単年度の負担とされます。まず、宮平学校線街路事業の補償について、国から不当とされ町はそれを受け入れ、返還を受け入れたのに、なぜ単費であれば補償が正当となるのか説明を願います。

次に、不当とされる補償を行ったのはなぜなのか伺います。それから、この件は、南風原町の行う事業に対する町民の信頼を大きく損なったと思うがどうか見解を伺います。

次に、同じ街路事業のすぐ隣の、今問題となっている補償物件のすぐ隣の土地の補償の件で伺います。嵩上げを伴うことにより、間口を閉められることを説明されず用地売買に応じ、結果、間口を閉じられて資産評価額の大幅減になったという相談があります。説明をしなかったのはなぜなのか伺います。

次に、この間、夏の日差しや雨のなかでバスを待たなければならない利用者のその苦勞を緩和し、交通渋滞緩和のうえでも、バス利用を広げるうえでも、町長も幾度もその必要性を述べてきたバス停への屋根設置について伺います。まず、沖縄銀行南風原支店のバス停への屋根設置の進捗について通告させていただきました。これについては、昨日現場を確認しましたところ、すでに工事が始まっていることが確認されております。近く完成するものと喜んでおりますが、経緯をお聞かせください。次に、当間原バス停に関し、都市計画決定がなされたと聞きましたけれども、その経緯と意義を伺います。また、用地確保の状況がどうなっているか伺います。

次に、ちむぐる館のマッサージチェアは利用者がたいへん多いのですけれども、置かれているチェアのうち多くが故障し利用者の支障になっています。改善すべきだと思いますけれども、現状とその原因、そこを示していただきたいと思います。以上、ご答弁を願います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。多岐にわたっておりますが、1点目について私からお答えさせてもらいたいと思います。辺野古新基地断念の問題については、一貫して建白書堅持であります。そして今、翁長県知事が訴えていることは、やはり沖縄県の民意を反映、主張しているとの思いであります。そしてその主張を国として受け入れていくべきだと思いますが、私たちからするとこれに反して強硬姿勢で工事を行うことに対して民主主義に反していると思っております。政府からすると逆かも知れませんが、私たち沖縄県民からすると民意が示されたものに反している、遺憾であると思っております。この問題等においては、一貫して翁長県知事を支持して進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 2 点目の宮平学校線街路事業の補償について（１）と（２）については関連しますので一括して答弁いたします。今回の補償金返還については、補償そのものが適切ではないと判断されたのではなく、補償の一部が補助の対象外と判断されたことによるものです。補償の範囲は、補助の対象範囲内で行うものではなく、調査等に基づき補助・補償範囲を定めております。（３）についてお答えします。このたびの補償費に伴う補助金返還については、議会及び町民の皆さまへ大変なご迷惑をおかけしたことに對し、重ねて深くお詫び申し上げます。今後については、同様な事件が起こらないように体制強化を図りチェック機能を向上させ、適正な事務執行に努めてまいります。（４）についてお答えします。用地買収時点における計画道路高の高さなどの詳細説明については、十分な説明がなされていないということで、地権者の方にはお詫びを申し上げます。従前 2 カ所ありました路地出口については、工事に伴い地権者の方との調整により 1 カ所に集約し間口を広げて施工をいたしております。

3 点目のバス停への屋根設置についてお答えします。（１）についてであります。沖縄銀行南風原支店前のバス停の屋根については、南部国道事務所の道路占用許可を受け、11 月に工事の発注を行い、現在工事を進めており、年度内での完了予定と確認をしております。（２）についてお答えします。当間原バス停の屋根整備については、都市計画決定が必要となる事業で行うことから、都市計画変更決定を行っております。用地確保の状況については、南部国道事務所において用地取得や物件補償の交渉が現在も難航していると聞いております。

質問事項 4 点目のちむぐくる館マッサージチェアの改修についてお答えします。ちむぐくる館のマッサージチェアの現状は、1 台は修理不可能なため廃棄処分、2 台は故障のため修理を依頼しており、現在使えるのは 2 台であります。利用頻度が高く、常時稼働している状況のため故障が多いと考えています。マッサージチェアは、利用規模が多いことから、買い替えも含め検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 それぞれ答弁をありがとうございました。これから再質問をさせていただきます。まず、辺野古新基地建設関連ですけれども、町長の答弁をいただきましたが、町長の辺野古新基地建設、いわゆる普天間飛行場の閉鎖撤去と県内移設断念を求める、それからオスプレイの撤去で、この建白書を堅持するということでその実現に向けてがんばるという決意は評価したいと思います。今回の質問に対しても民主主義に反するものだと断言をされました。民主主義というのは、大変尊いもので、安倍首相もよく価値観外交などと言って民主主義という共通の価値観を有する国々が一緒になって世界に貢献するという話をされますけれども、その民主主義が侵されていると、民主主義に反する事業を自ら行っているということを町長もその点では同じ認識に立っていただいていると大変心強く

思います。同時に、私は質問のなかでは民主主義と地方自治に反することも申し上げましたけれども、これについては言及がありませんでした。これは何か意図があつてのことなのかどうか、改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 基地の返還問題においては、長年の沖縄県民の願いだと思っております。当然、民主主義の下で首相にも判断してもらいたい。しかし、今の状況は、沖縄県民の民主主義はあるのかなのか、大きな不安点だと思います。全国からすると民主主義かも知れませんが、沖縄県民からすると民主主義はないのではないかと、差別されている部分ではないかと痛感しております。

そして、地方自治を蔑ろにしていることに対しては、私たち地方は地方の特徴を生かしていく、また私たちは主張していくべき部分は当然国に対して手助けをしていくべきだと思っておりますので、今後ともこれに対して主張はしてまいりたいと思っております。国がこれを蔑ろにしているということではなく、全国の自治については認めているものだと思っておりますので、反しているとは感じていない、そう思っております。南風原町に対して反していないと、自治においては尊重しているものだと思っております。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 12 分）

再開（午前 11 時 13 分）

○議長 宮城清政君 再開します。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 私は、民主主義を蔑ろにすると同時に、地方自治、今の日本国憲法の大きな柱である地方自治をも踏みにじるものだという認識について伺いましたけれども、町長の真意は南風原町の地方自治を侵すものではないという趣旨の答弁のようであります。けれども、地方自治と一般で言う地方自治を侵しているのかいないのかという認識については、もっと広く、南風原町に対してどうかではなく民主主義という大きな概念と地方自治という尊重されるべき概念、この地方自治という概念をも侵していることになるのではないか。沖縄県知事が下した判断を、法を悪用してひっくり返すとか、あるいは代執行で権利を取り上げるとか、またもちろん選挙で示された民意を踏みにじるという点でも沖縄県の地方自治あるいは名護市の自治を踏みにじる、蔑ろにするものだという事にならないのかどうか、改めて伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 私は南風原町長の立場で、南風原町は蔑ろにされてはいないと見ております。他の地域においては、いろんな視点から新聞報道もなされていますがしかし、他の市町村の問題等においてはやはりコメントするべきでないと、私は南風原町としては何でもないのであるということでもあります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 改めての答弁でしたけれども、これに関しては大変残念に思います。沖縄県という一つの大きな自治体、南風原町も含む自治体の具体的な点で、沖縄県の地方自治が侵害されているという認識に私は立っております。同時に、1 地方の自治がこういうかたちで侵害されるということは、それが行われるということ、他の自治体で行われてもそれは容認するということになるのか。1 つの自治体で行われることが認められるのであれば、他所の自治体でも同じように認められて然るべきになってしまう。という視点を町長にはぜひ持っていただきたいと思います。もしあとでコメントがあればいただきたいと思います。

それから、これは通告にはありませんけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。今、島尻安伊子沖縄担当大臣が辺野古新基地建設をめぐる国と県との法廷での争いと、来年度の沖縄振興予算との関連でその予算確保についてまったく影響がないとは言えないと私自身が感じていると述べています。これは、国に逆らう者には予算はやらないという露骨な地方自治否定の姿勢だと思えますが、町長はどのようにこの発言を捉えますか伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 安倍総理、官房長官等においては、予算はリンクしないと以前から言葉を出されておりますことに対して、敢えて島尻大臣がリンクもあり得るといふ含みで言葉を出したことに對し、私はいかななものかと思っております。と申しますのは、総理、官房長官からも基地とはリンクはしないと以前から発言を聞いておりますので、そういうニュアンスが見え隠れするかも知れませんが、頑として総理も官房長官も前からおっしゃっていると一貫して主張すべき。また沖縄から出された大臣でありますので、北方・沖縄担当大臣の立場を乗り越えて、私が大員である限り一貫してリンクはさせないと、たとえそういうことが見え隠れしていても、私は自ら信念を持ってリンクさせないということでは予算は計上すべきだという主張を繰り返すべきだと思っております。言葉尻がこのように大きな活字になったのではないかと見ておりますが、あっても絶対にリンクさせないという信念で、大臣として、沖縄代表の国会議員として取り組んでもらいたい思いであります。



範囲で行うものではなく調査に基づき補償範囲を定めて行うものだという答弁がありました。いわゆる補助があるから補償するとかしないとかいうものではないと、この範囲まで補償するのだという調査に基づいてやるものであって、補助のあるなしは関係ないという答弁です。それでは逆に、道路の事業で単費により移転補償を行った事例は普通のことなのですか。お答えください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。これまでに補償関係で単費を投入した事例は把握しておりませんが、私の知る範囲では例えば植栽関係云々で一部単費があったかと、詳細的な把握はしておりません。単費を投入しての補償というのは、事例的にそう多くはないと考えております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今、立木ですか、植栽といったものはあったかも知れないけれども、それでも単費で補償するという事例はほとんどないという答弁でよろしいわけですね。今回のこの事例は、まさにそういう事例がほとんどないなかでの事例だとなります。だからこそ、会計検査院も指摘をしたのだらうと思っております。不当とされる補償をなぜしたのかという質問に対しては今言った説明のようですけれども、皆さん方はこれまでの寛淳議員や補正予算の審議あるいは委員会の議論のなかでも道路を挟んでいるけれども事業として一体だから関連で補償したのだと言いますね。これが一つの事業だから、道路を挟んでいようがかつ反対側の取得用地にかからない建物であろうが補助の範囲だと言っているわけですね。そうすると、町が単費で補償する町の考え方とは、会計検査院が検査したこの補償基準を否定することになるのではありませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 このあいだの答弁でも申し上げていますが、会計検査院の考え方を否定するものではありません。また、基準書というのは、各事例に順じたものが示されているわけではございません。また、原則的に物件の補償につきましては取得用地内にある物件というように結構アバウトに書かれているような状況にありまして、今回のものは町にとりましても、今までに例えば類似なものがあって補償しなかったということではございません。今回のような事例が単になかったというだけのことであります。つまり、従前は補償しなかったのに今回補償したということではございません。その件につきましては、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今回の答弁と先ほどあった今後同様な事件が起こらないよう体制を強化しチェック機能を向上させ、適正な事務執行に努めるという答弁があるわけですが、この答弁とは矛盾することになるのではないですか。自分のやったことは正しい、正しいけれども今後二度と起こらないようにする、これは矛盾するのではないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今後同様な事件が起こらないようにすると言いますのは、今回の事例含めて同様な基準が生じた案件につきましては、事前に調整をしまして今回のように補助の対象かもしくは対象外かについてを見極めて、もし補助の対象外ということになれば当初より町の単独事業との抱き合わせで行うように進めていくという考え方でございます。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 実に苦しい答弁だと思うのですね。道路を隔てていて、その用地にもかからない物件まで補償する。一般の町民の常識的な考え方からしても普通なかなかとおらない考え方だと思うのです。

それでは伺いますけれども、このような一体だという考え方は、どちらのほうから最初に主張されたものですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 この件に関しましては、従前の資料提供で議員にも説明しておりますけれども、調査委託を入れましてその状況判断及びその状況を踏まえて委託業者からの報告書の中身を確認いたしまして総合的にどこまで補償の範囲にするかということを決めております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 いわゆる最初是一部切り取りでの方針だったけれども、それが不可能だと、建築耐震等々の関係で不可能だから全部移転の方針に変えたのだという説明ですね。この補償交渉のなかで当然当事者と町と話し合いをしながらこの補償を決定していく、

そのなかにコンサルの調査も当然入っていくわけだけれども、最初に一体だと主張したのはどちらですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。本補償につきましては、最初は切り取り工法、経済を比較しまして切り取り工法が最適だということで、その切り取り工法に伴う物件調査をまずしております。しかし、その調査の結果、建物につきましてかなり築年数が古いということで、一部取り壊しもしくは取り壊した部分の増築が耐震も絡みましてその工法は難しいという調査結果に基づきまして、再度、次に関しましては全面的な移転ということでやっております。地権者との交渉は、その 2 回目の調査に応じましてその調査の完了後から行っておりますので、当初から今回補償したその旨で交渉は行っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 町は 2 回調査しているわけだけれども、調査委託しているわけだけれども、2 回目の調査委託の結果が出るまではその対象の方とは補償の考え方のやり取りはしていないということなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 そのとおりであります。こちらの移転補償のあり方がまだ固まっていない段階で、地権者との内容的な交渉は行われません。ただ、事業に伴いましてなんらか物件に支障が出ることにつきましては従前で説明をしておりますので、また町の方針が固まるまで調査によりましては中に立ち入りがありますので、そういう方面のご協力依頼ということでお会いして、その後そういったものが完了しましたら正式な補償交渉を行いますという顔合わせはやっております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 この補償交渉の経過、今度の結果が出てくるまでの経過をぜひ明らかにすることは非常に大事な中身だと思っておりますけれども、この間、これは議場や委員会ではありませんが担当部長・課長に資料の提供を求めましたところ、これは機密文書になっていると、どういう言葉だったか覚えていませんが開示できないというような説明もありまして十分に資料をいただけておりません。それで未だこの件に関していろいろと

聞かなければいけないこともあるのですが、資料がなければ聞きようがないということもありますので、これに関しては引き続き調査をしていきたいと思っております。いずれにせよ、結果、1,221万6,000円の町民負担ということと、それから町債の繰上返還が行われることとなります。繰上償還について担当者に聞きますけれども、道路事業や公園、下水道、こういった長期にわたって町民が利用する事業には一定程度の割合で起債が起こされます。その意味をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおりでございます。起債は単費事業に付くものもありますが補助の自治体負担分について充当率何パーセントというのが一般でございます。例えば下水道とか公園、道路とか今現在いる住民だけで費用負担するのではなくて、10年とか15年の償還の範囲で、世代間の平等さの確保というのも起債の一つの趣旨ではございます。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今ありましたように、今回問題となっている道路も今税金を納めている私たちだけが負担するのではなくて、将来利用する皆さんにも負担をしてもらおうと、そういう意味で起債というのは起こすわけですね。現に起こしてこの工事は事業を完了した。ところがこれを繰上償還するということは、今回補正予算で出ている繰上償還をするということは、今年度の補正予算ですから今いる世代で負担をするということになるわけですから、この考え方にも触ることになると思うのですね。その認識はおありですか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 39 分）

再開（午前 11 時 39 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の件に関しまして、国の補助の対象から外れて単費で対応することになります。それに関しまして、確かにただ単費だけではなくて従前補助の対象としましてそれに対しての起債が付いております。それについても償還しなければならぬということがあります。単費となりましたら、その年度ですべて支払っていくかたちになることから、財政的に負担をおかけすることに関しましては大変申し訳なく思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 そういったことも含めて、結局国の補助があるということで事業を行ったけれども、結果 1,221 万円の負担を町民に負わせている。この責任は大きいと思うのですけれども、これに関して誰もどんな責任も取らないのですか。伺います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 まず責任と言う前に再度ご説明いたしますけれども、今回の補助分の返還につきましては、補償対象者に積算等のミス等、基準書の取り間違い等で補償費の過払いをしたということではございません。先ほどから申しておりますけれども、補償そのものが院で不適切と判断されたということではなく、補償した一部が補助の対象とすべきではないという判断だにご理解をお願いします。今回、この件に関しまして計 4 回、会計検査院へ出向いて協議をしております。そのうち最初の 1 回目につきましては私も同席をしております、今回の南風原町の判断については最初からその内容を会計検査院の調査官にも申し上げております。調査官についても南風原町の考え方を否定するわけではないと、それはそれで理解できるのだけれども院で主張しているのはあくまでも今回補償した内容のものが補助の対象と認められるということでございます。そのところひとつご理解をお願いしたいと思います。ただ、今回、私どもも勉強不足もしくは基準書の解釈の違いで今回のことが起きたことはお詫びするとともに反省をしております。繰り返しになりますけれども、今後につきましては十分、事業に関しましてより綿密に対応して今後そのようなことがないよう務めてまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 補足して説明をしたいと思えます。今回の今ご指摘の件について、大変ご心配あるいはご迷惑をおかけしていること、そして今ご指摘の件も含めて改めて職員管理をする立場の者として重ねてお詫び申し上げます。今ご質問の職員の責任の所在の件について触れさせていただきたいのですが、まず今回の会計検査院から指摘を受けての補助金返済について、その内容については縷々担当部長から説明がありました。個々の職員の責任をどこまで問うかについては、基本的には地方公務員は地方公務員法でその身分を保障され、その職を失う場合は地公法 29 条の懲戒という条項に該当する場合のみで、いろいろ懲戒の種類がありますが、一番重いのが免職ということになります。それは裏を返せば、在職期間中に職員が身分を安定したなかで公僕として全体の奉仕者として職務に専念することを保障するというのでそれに基づいて職員は採用時に、憲法にのっとり、地公法にのっとり職務に励みますという宣誓もしているわけです。地公法 29 条、この 1

項、2 項、いくつかあるのですが、今回のこの問題が出た後に私ども町の例規担当あるいは類似指摘のあった自治体にも照会をしました。それで町としてこの 29 条の懲戒には当たらないと判断いたしました。ではそれを受けて、地方公共団体が定めた規則・要綱などについても該当しますよと、それについて町は南風原町懲戒処分の基準に関する要綱というものを制定しています。この内容は、南風原町例規 5,850 ページの別表に事例的なものはいくつかあります。そのなかを見ましても、やはり一般の服務関係、欠勤や秘密漏えい、セクハラなど社会的モラルに反する行為をやった場合という常識的な話なのですね。あとは倫理規定で贈与を受けたとか、利害関係者との間のこととか、隠ぺい、いわゆる犯罪に近いような感じなのですね。そして、公金を横領するとかまさにあってはならないこと。また酒気帯び飲酒運転。それぞれの項目ごとに戒告なり停職なり減給、一番重いのが懲戒となっています。今回の事例は、このどれにも当てはまらないということで、その責任論については説明をしてご理解いただく以外ないだろうということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 昨日の宮城寛淳議員の質問にもあったのだけれども、補助を受けるものだと現に補助を受けて事業を執行して、しかし結果、会計検査院の検査を経て 1,200 万円の負担が生じたということになるわけだけれども、この結果に対する責任、これはどこの誰も負わないということなのですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 その件については、責任は重いと思います。ただ、実際的に職員の分限に関しては、やはりそれなりの根拠条例に基づいて執行するというので、先ほど説明しましたように今回は地公法あるいは要綱に照らしてもそれに当たる条項がない、そういう判断をしたということです。

加えての質問についてですが、別の角度から意見を述べたいのですが、何らかの処分をしてその事例を 1 つ作ると、例えば事業執行をして自分の執行した業務に何らかのミスがあって、その結果こういう補助金の返還になるとか、あるいは重大な議会からの指摘事項、いわゆる懲罰に当たるのではないかと、職員の公務執行が従前の前例踏襲型で型にはまった、いわゆる当たり障りのない自ら事務事業の改善に挑戦をするとか、補助メニューにも実際かかわっている以外にいろいろあるはずなのですが自ら自主的に調査をして補助事業を導入するために挑戦するチャレンジにブレーキをかけてしまう、これはひいては町にとってマイナスに働くということもあるわけです。トータル的に今回は判断をしまして、では何もしないのかということについては、こういう判断をせざるを得ないと思っています

ので、それについてもご理解をいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 副町長は先ほどから職員を想定しておっしゃっている、法令や例規に照らして、それから今言うようにチャレンジする姿勢をむしろ萎縮させてしまうことになり兼ねないという説明はよく分かります。私が言っているのは、ですから現に事業執行されて補助金も下りたわけだから、そこについては今言わなくてもあるかも知れない。しかし結果としてこれだけの負担が町にかぶさってきたということは、やはり町長あるいは副町長かは分かりませんが、一般職ではない特別職の範囲なのではないかと思います。その点についてはどうなのかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 これまでに三役を職員の不祥事について処分した事例が何件かあります。これは南風原町例規 7, 300 ページの特別職の職員で常勤のもの旅費及び給与に関する条例の附則に、具体的な減額パーセントの執行ごとに書いてあります。これから見ますと…

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 53 分）

再開（午前 11 時 55 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 特別職の処分については、その原因がまずあってそして道義上の管理監督責任者としての処分を自ら条例改正をして給与改正をしてという流れなのです。今回、先ほど言いました地公法 29 条あるいは要綱に照らして、職員について当てはまらない。特別職を処分する根拠、要するに職員側の処分の事例がなくて特別職だけということとはできないと判断しています。そういうことで、特別職についてはそういう判断をしています。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 理屈はいろいろ立つのかも知れませんが、しかし町民としては本当に釈然としない。補助金で賄ったものが、後にやはり町民に負担してもらいますと、1, 200 万円というたいへん大きな金額の負担ということになるわけです。それが結局誰も

責任を取らないというのは、実に納得がいかない話だと思います。それと、今後起こらないようにすると言う。いや、だって今後起きていいわけじゃないですか。皆さんがこれは正当だと言うのであればね。なんでこれが反省の言葉につながるのか。これも分からないので教えてください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 これは今回のことを、反省を踏まえ、全庁的にそのつど緊張感を持って絶えず法令あるいは規則・要綱に対して仕事を執行する以外手はないと。それに向けては、そのつど折に触れ職員には訓示をしながら、今回のことも踏まえて繰り返さないという一人一人が肝に銘じて、いわゆる規範意識を高める以外にないのかと思います。努力をしてまいります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 納得できないわけです。正当だと、自分たちは調査した範囲で補償したのだと、今言うように法令にも例規にも何も違反していないのだと、にもかかわらずなぜそれを二度と繰り返さないと言うのですか。矛盾するじゃないですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 まさにご指摘のとおりで、十分なる答えにはなっていないと思いますが、今後反省として繰り返さないというこれが一番の解決と言いますか、その努力をする以外に、また逆に今後こういう事例が起こったら懲罰しますよと、そういうことは考えておりません。やはり今回のことを踏まえ全庁的に全職員が事務執行に当たっては細心の注意を払いながらかかる誤りを繰り返さない。それを日ごろから肝に銘じて執行する以外にないと思います。それに向けては、管理者として折に触れ注意喚起を訓示も含めて繰り返さないよう取り組んでまいります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 謝ってもいないのになぜ繰り返さないと言うのか、なぜこのことを反省しと言うのか、何を反省するのか非常にはっきりしない。自分たちは基準に基づいて正しいと信じる補償をしたのだと言っておきながら、それを主張しながら反省しと言うのは納得がいかない。この点は申し上げておきたいと思います。繰り返しになりますので終わります。

宮平学校線については先ほど 4 番目に指摘しましたように、町は説明不足があってお詫びをしたとのことですが、当人は全然納得していない状況にあります。このことは当局もご存知のことだと思いますので、繰り返しませんけれども、この街路事業は一方では地権者に間口が閉められるほどの重要な事項が説明されずに資産価値の重大な原因の行使をさせて大きな不満を持たせながら、また一方では前例のない会計検査から不当と指摘をされた多額の補助金返還を強いられる補償をすると、実に不合理な事業執行がなされていると思うのですが、これは指摘に留めたいと思います。

あとはバス停に関してですけれども、沖銀南風原支店前についてはお蔭様で近々完成をして利用者の皆さんに大変喜んでいただけるものだと思っております。そこはバス協会のほうで設置されるところまで聞きましたのでそのように進められているものだと思いますけれども、計画されている当間原バス停では都市計画決定もなされたということでした。この都市計画決定について、南風原町の都市計画審議会なのか、この点を確認させてください。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 ではお答えいたします。宮平学校線のバス停の計画変更につきましては、南風原町の都市計画審議会において平成 19 年 9 月 7 日に都計変更をやっております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 私は勉強不足で、都市計画決定を行う、変更を行うということの事業上の意味と言いますか、それにはどういった意味があるのですか。一つ教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。事業で都市計画決定を行いますのは、基本的に都市計画関連の事業を行う場合、例えば今、町のやっている事業で言いますと街路事業並びに公園事業についてそれに当たりまして、都市計画決定がなされてその区域内で事業ができるという内容になっております。今回の当間原のバス停整備につきましては、直接これは国の事業となっております、いろんな都市部でのかなりの事業名がございましてどの事業かは把握しておりませんが、都市計画関連の事業ということで都市計画決定に基づいて事業をするという事業から、先ほどまちづくり振興課長からありました都市計画変更を行って現在事業に着手しているということでもあります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 都市計画決定をしなければ事業が進められないというような理解でよろしいのでしょうか。そのようですので、それでは、今は用地取得などの交渉が難航しているということのようですけれども、ぜひがんばっていただいて、早めにこれも実現するように取り組んでいただきたいと要望してこれについては終わります。

ちむぐくる館については、これから対策をしていく、買い替えも検討していくということですので、利用者の不便のないように、利用者に喜んでいただけるように早めに取り組んでいただきたいとお願い申し上げます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 0 時 06 分）

再開（午後 1 時 30 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。8 番 花城清文議員。

〔花城清文議員 登壇〕

○8 番 花城清文君 それでは質問いたします。議員には大きな使命が 2 つあります。1 つは、町民の声を町政に届けること。もう 1 つは、町民に代わって町政をチェックすることです。そこで、私は町民の立場に立って質問させていただきます。

1 点目、国の交付対象とならない物件移転補償金の返還責任を問う。（1）国の交付対象にならない物件の移転補償 1,527 万円を支払いました。そのうち 1,221 万 6,000 円が国への返還となりました。11 月 9 日の議会全員協議会で、道路を挟んで西側であって、東側は関係ないという説明をされていました。それに間違いはないでしょうか。（2）補償した物件は、個人所有ではないかどうか教えてください。（3）前例のない補償です。なぜそこだけ認めたのか教えてください。（4）町民に対し説明責任があります。その説明はされましたか。（5）町民に責任はありません。なぜ町民の税金で返還するのか教えてください。（6）昭和 37 年から国の補助金基準要綱は変わりません。町長の判断ミスが大きな原因だと思いますが、どう責任を取られるのかお答えください。

去る 11 月 19 日に新川で説明会がありました。北丘小学校西側避難通路について説明がありました。区民から多くの意見が出されましたが、県道、町道があり道路としての機能は何ら変わることはないと思います。一日も早く安全な通学路として整備して欲しいので質問します。2. 北丘小学校西側避難通路の安全性について問います。（1）安全な通学路にするため、実施設計では区民の意見も取り入れて傾斜を緩やかにして欲しいのですが

でしょうか。(2) 通学路は幼稚園児や体の不自由な子、保護者、多くの人たちが利用します。渡り廊下とつなぐのは好ましくないと思うがどうでしょうか、教えてください。以上、お願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項 1 点目、国の交付対象とならない物件移転補償金の返還責任を問う (1) についてお答えします。11 月 9 日に、議会全員協議会で担当の経済建設部長より説明があったとおりであります。

(2) についてであります。今回、補償の対象外となった物件は、法人所有でありませ

ず。(3) についてです。町のこれまで実施してきた事業において、今回のような事例の補償対象はありませんでした。

(4) についてです。町民の代表である議会議員の皆様には説明しておりますが、直接町民の皆さんにはまだ説明をしておりません。

(5) についてです。物件移転補償の一部が補助対象外となり、それは一般財源で負担をすることになりました。

(6) についてです。今回の物件移転に伴う補助金返還については、補助基準によらない算定や積算ミスによるものではなく、基準書の解釈の捉え方によるものと考えますが、今回を踏まえ調整時点において十分な審査を行うとともに関係機関との確認等を強化し、事業執行に今後努めてまいります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項 2. 北丘小学校西側避難通路の安全性を問うのご質問にお答えします。(1) でございますけれども、計画の階段は、既設の階段部分とほぼ同じ蹴上げ高さ、踏み面長さの計画であります。実施設計で緩やかにできるか検討をしております。

(2) でございますけれども、学校から新川側に上る階段は、南側の運動場、校舎側の渡り廊下、北側の駐車場の 3 カ所に設置計画であります。保護者は駐車場側の階段の利用とし、児童生徒は渡り廊下の利用計画でありますので特に問題はないかと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 答弁ありがとうございました。町長に確認します。私の所に答弁書

が届いています。この答弁書に間違いはないのかどうか。それから、虚偽の作文はないですよ。それを確認します。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 この問題等においては、部長から説明がなされているように、私たちはコンサルに積算をさせ、それに対して当然一貫性があるものだと思っており、不当だとは今でも思っておりません。これは該当するものだという思いで今でも一貫性があるものだと思っております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 37 分）

再開（午後 1 時 37 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○町長 城間俊安君 私たちは、これが正当だとして進めてまいったとお誓い申し上げます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 順を追って再質問します。11 月 9 日でした、議会全員協議会で経済建設部長は国に対する返還は、町道を挟んでの西側物件で東側は何の関係もないと説明されています。それは違いますか。そのように説明していましたが、違いますか教えてください。私が部長に対して東側じゃないのかと質問しました。いや違う、西側ですということでした。また道路を挟むのは東側ではないという声も聞かれましたが、逆に国が指摘をして返還を求めているのは東側でしょう。西側ではないのでしょうか。私たち議会での全員協議会で説明したのとは違うのではないですか。どうですか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 39 分）

再開（午後 1 時 40 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。11 月 9 日の議会全員協議会のなかでご説明した内容と、これまでに委員会等含めましたご説明した内容及び一般質問で宮城寛淳議員、大城 毅議員へ私の答弁した内容については同様な説明になっておりまして、全

員協議会ではまた別の説明となっていないのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 私は何回も言いました。東側じゃないよねと言いました。けれども皆さんは、西側の問題ですということでありました。テープはないかな。全員協議会のテープはないですか。それはもう言った言わなかったになって水掛論になりますが、私は確認をして東側ではないよね、西側だよねと聞きましたが、あなたは全然別の問題だということで盛んに西側のことを説明されていました。それは、先に言ったように虚偽の説明をしたことに当たらないかどうかでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 繰り返しの答弁になろうかと思えますけれども、11 月 9 日の議会全員協議会とこれまでにご説明した内容と特に変わったことはございません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 言った言わなかったということですね。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 47 分）

再開（午後 1 時 47 分）

○議長 宮城清政君 再開します。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 先に申しましたが、水掛論になりますので、私は東側のことを質問したということだけ申し上げておきます。

では次にいきます。重要な事業ですので、当然上長にはすべて報告がいつていますね。それはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 おっしゃるとおり、資料等につきましては、すべて報告はしております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 ところで、この宮平学校線の事業実施計画での工期は何年までですか。

○ 議長 宮城清政君 経済建設部長。

○ 経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。宮平学校線の事業期間につきましては、現時点では平成 27 年度、今年度までとなっております。

○ 議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 では、2 点目にいきます。営業補償は企業に当然やりますね。そして物件の補償は、その所有者である人と契約をして補償金を支払うと思います。それは違いますか、どうですか。

○ 議長 宮城清政君 経済建設部長。

○ 経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の物件につきましては、営業補償のみならず物件につきましても対象者につきましては皆さんにお配りしました資料のとおりの方となっております。

○ 議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 移転補償した物件の所有者は誰ですか。明確に教えてください。

○ 議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 50 分）

再開（午後 1 時 50 分）

○ 議長 宮城清政君 再開します。8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 企業に間違いはないですね。皆さんが契約して移転補償したのは企業に間違いはないですね。確認します。

○ 議長 宮城清政君 経済建設部長。

○ 経済建設部長 真境名元彦君 先ほど副町長より答弁がありましたとおり、補償対象者

は法人でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 町内には、お菓子工場がありました。そのお菓子工場が県道で駐車場が潰れるということで県外に移転したケースがありました。県でさえ移転を補償できないということがあったが、本町のやり方というのは本当に摩訶不思議です。そこで確認します。私のもっている情報では、移転補償した物件は個人の所有だということですが、それに間違いはないですか。企業なのですね。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 そのとおり、企業でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 次、(3)にいきましょう。昭和 37 年に国が定めた公共用地の取得に伴う損失補償要綱は改正されていません。それはご存知でしたね。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 昭和 37 年の補償基準とは制定された年度でございまして、それからかなりの回数で改定がされています。直近で改定されたのは、平成 27 年、その前が平成 19 年です。総体的な回数は手元に資料がございませんけれども、数回改定がされてきております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 制度の専門家である皆さんが、勝手に解釈して移転補償をしました。言葉が悪くてごめんなさい。ある市の職員から聞いたことがあるのですが、道にかからない物件を移転補償するのはおかしいと、私は 2 年前に聞いています。皆さんが補償できると主張したのは、前例等ありましたか。こういったケースがあったのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ご質問の内容は、従前にも同様なものがあって同様に補償をしたかということだと思うのですけれども、先ほどの答弁にもありましたように、今回の事例につきましては過去にございません。ですから、同様な補償をしたことがないという答弁とご理解願いたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 町長は、町の考え方は一貫していると主張しておられました。その主張に間違っておられないですね。しからば、その法的制度は何なのか。間違っていないとする法的根拠は何なのか答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 序盤の答弁の繰り返しになろうかと思えますけれども、法的根拠と言いますかこういった補償の基準書そのものが詳細に事例ごとの、例えばこの分野はできる、この分野はできないという細かい基準書ではございません。これは1つの事例ごとに調査をいたしまして、そのなかで状況に照らし合わせて補償の範囲を決めてやっているということで、それそのものがどの法的根拠に基づいてと申し上げるのは難しいのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 皆さんいろいろな答弁をしていますが、私には理解できませんね。そこで、国はこの物件補償、移転補償、営業補償ですか、そういったもので 7,369 万円交付したと言っています。その交付された内訳を説明してください。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 54 分）

再開（午後 1 時 55 分）

○議長 宮城清政君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 今回の 7,300 万円の内訳としまして、補償の項目がございますのでそれを読み上げてご説明したいと思います。まず建物移転料、工作物移転料、動産移転料、機械設備移転料、移転雑費、それから法令改善費、営業補償と借家人補償。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今、借家人補償とありました。借家人と言えば、企業はこの建物を借りていたのではないですか。借りているから補償するわけでしょう。違うのですか、教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の補償の借家人につきましては、すべて借家をしているということではございません。先ほど清文議員がおっしゃっていました西側の大きな建物につきましては借家しておりますけれども、今問題となっています東側の物件につきましては法人の持ち物となっています。それで、物件の補償があれば借家人の補償もあるということでございます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 間違いないね。そのとおりですね。

それでは、宮平学校線は町単独でもやるべきだと議会での町長の答弁にもありました。しからば、町の方針はこれまで国の補助金がもらえたら工事します、道路も造りましょう、こういうものも造りましょうということでした。その方針を変更するのですか。町民からの要求があったら、町単独の事業で工事をやりますね。もう 1 つは、兼城にも道路が貫通しない町道があります。それから津嘉山の区画整備事業もなかなか前に進まない。これもいろいろ地主との交渉が難航しているからでしょう。そういった地主との交渉が難航したら町の単独事業でもやるのだということで、これからやるということで方針を転換してこの事業を町単独に切り替えたのでしょうか。どうでしょうか、教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 これまでも別な議員の質問でお答えしておりますけれども、物件補償、移転補償関係につきましては、補助の対象の範囲で行うものではないと再三申し上げております。補償につきましてはあくまでも調査によってどれまでの範囲を補償するかを決めて補償するわけでございますので、例えば交渉が難航するから単費を付け足してということではございません。そこのところをご理解お願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それでは、皆さんのさじ加減でやるのですか。基準みたいなものがありますか。これはこういうふうに補償する、これは補償しないと明確にうたっていますか。皆さんのさじ加減でやるのですか。どちらですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 詳細は基準書に示されておられませんので、それが一つの要因で今回に至ったと思っております。今後、こういった事例等につきましては、もっと詳細的な調査及び疑義が生じた場合は県・国等との事前協議を重ねてその範囲を明確にしたうえで進めていく所存でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 正直言って何か非常に怪しいね。皆さんのさじ加減でやられていきそうな気がします。1つ言いましょう。前に同じ宮平学校線で、一方は建物の階段がかかるということで、その家主からは困るから全額補償してくれとあったかと思えます。片一方は図面の変更かな。当初の図面にはなかったようですが図面を変更して道路にかけて移転補償したということで、この家主からかなり苦情と言うのか町に対する不信感があったと思う。そういったことを皆さん方は経験しているのに、今回についてなぜそうしたのか。階段を補償することに対しては全額補償できませんと断ったのでしょうか。近くにそういうケースがあるのに、なぜ今回そのようにしたのか理解できないのもう一度教えてください。なぜそうしたのか。しかも、先に言いました国が補償基準の変更があるにしても道路拡幅工事にかからない物件は補償の対象ではないことは以前から同じでしょう。その改正はなかったのでしょうか。なかったのに皆さんはそれをやっている。何でそのような判断ができたのか分からない。教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 先ほどから申し上げておりますが、今回の事例につきましては、過去の事例と照らし合わせても同類はないと考えています。また今議員からございました過去の内容につきましては、申し訳ありませんが資料が手元になくてその詳細が分からないためにそれに答弁はでき兼ねますが、再三ご説明しております今回の件に関しましては補助の範囲内を想定してのこの事業ということではなく、あくまでも調査その他の結果に応じまして補助の対象と私どもは解釈したわけですが、結果的には会計検査院の見解とは異なりまして補助金の返還に至ったわけでございます。再三申し上げますけれども、今後同様な事件がないよう十分配慮して進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今回の皆さんのやり方は、ひょっとしたら地主のごね得を認める結果になるかも知れません。そうすると当然、公共事業が遅れてきます。結果は町民サービスの低下になるわけでしょう。工事が遅れれば遅れるほど町民への行政サービスが低下する。そういったことにもなるのに、何でこのケースだけあなた方は認めなければならなかったのか。先言ったようにいろんなケース、これまでも町道の拡幅工事があったでしょう。そのなかには物件の移転補償であるとかいろんなケースがあった。今まで認めなかったのに何でここだけを認めたのか分からない。過去の皆さんの事例をまったく、自分たちがやってきたことを無視して今回のケースになったと私は思う。それは決して正しい仕事のやり方ではないと思います。

そこで伺います。そういうケースがあって、新たなこういう発想だということであれば、当然皆さんは危機感を持って、しかも慎重に事業を進めなければならない。なぜそれをやらなかったのか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 同様な答弁になりますけれども、従前に同様な事例等があってそれは補償しなかった、今回のみ補償したということではございません。従前に照らし合わせて見ても今回が初の事例だということと、物件移転の範囲につきましては、かからない物件を補償したということではなくて、反対側と同一とする事業所本体そのものの移転に伴いまして完全移転をしたということですので、その内容等についてご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 理解してくれと言いますが、私は理解できない。関連と言うが物件は別なんでしょう。皆さんが移転補償したところは、物件は別なんでしょう。東側と西側、別の問題でしょう。なぜ関連付けるのですか。営業所はそれはできるでしょう。けれども、道路の拡張にかからない物件まで皆さんはこれまでやってこなかったのになぜそだけ認めたのかということなのです。これまであなたは補償したことがあるというような答弁をされているが、ケースがあったらそれはどこですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 過去にあったというのは、記憶があったということでの答弁でございまして、明確にどの補償、どの項目だということではございません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 道路拡張の違うところで、拡張にかからない所で物件の移転補償したことがあるのですか。あなたはあったと答えているが、その答弁に間違いはないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 どの物件、どの資料を基にと言われますと、それはあったということにはならないのかと思っております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 証拠を示さない限り、ならないのではないですか。ここにこういうものがありました、事実を示さないとならないのではないですか。1,500 万円もの町民の金を皆さんは使うのです。それだけ負担させておいて、あったと思えますと言う。証拠を示してください。どこの物件でそういうことがあったと証拠を提示してください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今回の件につきましては、従前の事例を基にやったということではございません。再三申し上げているとおりに、今回の事例は初の事例ということでもあります。また、過去にそういった類似的なものというのは、説明の流れのなかでそういったこともあったかというような答弁であったことをご理解お願いしたいと思いません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 答弁をコロコロ変えないでよ。あなたはあったと言ったのですよ。だから、それを証明しなさい。町民の税金を使うのですから、当然証明すべきでしょう。正しかったらそれを当然皆さんは公表すべきです。今の答弁の仕方は、また記憶。そういうことがあったという記憶ですと、記憶では信用できないので、本当にあったということであれば資料を提出してください。今日でなくても。調べることはできますね。調べて議員の皆さんに公表できますね。答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 先ほども申し上げたとおり、明確に正式となりますと示すことはできないと先ほどの答弁になりますけれども、話の流れのなかで私の記憶であったという話であって、どの物件、どの書類に基づいてということではございません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それだったら私は信用しません。行政というのは、きちんと証明ができる仕事のやり方でなければおかしいです。これはこうで皆さんの税金を使いましたということであれば、町民は納得しません。そのことをまず指摘しておきます。そして、調べてください。あったという皆さんの記憶であったら、記憶が正しかったのか、そして資料が本当にあったのかどうか、それを提示してください。それを要求しておきます。

それから、4 番目の質問をします。町民への説明責任がある、やるべきだと申しました。もし皆さんが答弁しているように自信があるのであれば、何も町民にびくびくする必要はないのではないですか。町民に向かって、こうこうこうで皆さんの税金を使わせてくださいと言うのが当然ではないですか。やりますか。町民への説明責任を果たすために、町民への説明をしますか。どうかたちでやりますか、教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今回の件につきましては、住民の代表であられる皆様方にご説明していることから、直接町民の皆さんに呼びかけて説明をということは、今の段階で考えてはおりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 非常に残念です。町民の税金をそれだけ使うのですからやるべきでしょう。国から補助金が交付されるものとして、その財源でもって宮平学校線を整備しますということで事業を導入してやった。結果は、国が認めてくれませんでした。ですから「町民の皆さんの税金を使わせてくださいと言うのが筋ではないですか。議会に言ったから、議員に言ったからそれで町民に説明したと、もちろんわれわれは町民の代表でありますけれども、面と向かって町民にしっかり説明するのが皆さんの役割ではないですか。どうでしょうか。」

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 申し訳ありませんが、先ほどの答弁と同じでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それは先も言いましたが非常に残念です。臭い物に蓋をしよう。何があるのかな。何か非常にそういう気持ちが強くなりました。自信があって皆さんはこれを行ったのでしょうか。それであって町民の税金を使うのに町民に説明をしないのはおかしい。そのことを言うておきます。しからは、こうしたミスは今後起こさないために、何でもこういうミスをしたのか調査すべきだと思うが、調査をしたことがあるのかどうか答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の要因につきましては、調査というよりも私どものこれまでの業務のあり方を洗い直しまして、今後同様なことが起きないためにどうしたほうがいいのか内部での調整は行っておりますけれども、特に調査ということでは行っておりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 当然、何でもこうなったのかと原因を調査すべきです。調査もしていないようですから、これも指摘をしておきます。

それから、町長がいつも言っておられるハウレンソウがありました。それは、今日の皆さんの答弁を聞いていて嘘だと言うことが分かりました。要するに臭い物に蓋をしていく、そういう町政であることを深く認識をしました。非常に残念です。

それでは、6 番目の質問をしますね。町民には何の責もないと先ほど来申し上げております。ミスをしたのは皆さんでしょう、執行部なのでしょう。町民の税金を使うのは、町民にその責任を負わせることになると思うが、逆に必要のない移転補償を皆さんは企業にやったのだから、企業から返還を求めてはどうですか。できますかどうか。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 18 分）

再開（午後 2 時 19 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の補償につきましては、例えば積算ミス等におきまして相手に過払いをしたということではございません。あくまでも積算については、適正にされまして相手と契約がされまして、それに基づいて先方は移転をしておりますので、特に今回相手方へその分を請求するということは考えておりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 企業に返還を求めないということですが、皆さんは移転補償の契約をする時に、移転する前の現場の写真、そして移転した後の現場の写真を当然国に提出するわけでしょう。その写真があったら議会に提出して欲しい。今私が持っているのは、道路側から写した全体的な写真です。物件の写真を当然皆さんは国に求められてくるはずで、その写真を議会に提示できますか。われわれがもらったこれは全体的な写真でしょう。移転する前の物件、移転した後はこうなりましたと当然国に皆さんは提出するわけでしょう。このケースは国が補償を認めなかったのですから、国に請求する段階はこの物件の補償ですから物件がどこにあつて、そして町道にかかりますから補償しますとして、補償した後、物件が立ち退きをしますでこういうふうになりましたということで国に写真を提出し証明するはずで、それを示してください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 22 分）

再開（午後 2 時 25 分）

○議長 宮城清政君 再開します。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、この件については私から言っておきますね。町民への説明もしない、ミスした原因の調査もしない、それでは町民の支持を得られるはずもありません。そのことを指摘しておきます。

教育委員会に少しだけ質問させてください。実施計画はこれからだと思いますから、新川側は特に風が強いですね。高くなると大人でさえ吹き飛ばされそうになるので、ぜひ今の法面に沿った階段を作って欲しい。階段を作るために高さをやると余計に危ないので、そこもぜひ検討して欲しいことだけを申し上げておきますね。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後 2 時 27 分）